

第5章 食料産業局

第1節 食料産業政策

食料産業施策の総合的企画

食料産業局は、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成をするとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強めるための施策を行う組織である

(1) 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食料産業部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

（開催状況）

- 平成27年11月30日 ・部会長の互選等
- 平成28年1月12日 ・第10次卸売市場整備基本方針の策定（諮問）
- 平成28年3月25日 ・第10次卸売市場整備基本方針の策定（諮問）
・第10次中央卸売市場整備計画の策定（諮問）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定（諮問）

（所属委員等）

（委員）

伊藤 順 朗 （株）セブン&アイ・ホールディングス

- ◎伊藤 雅 俊 グス取締役執行役員
- 小林 栄 三 味の素(株)代表取締役会長
- 近藤 一 海 伊藤忠商事(株)取締役会長
- 武見 ゆかり 農事組合法人ながさき南部生産組合会長理事
- 三石 誠 司 女子栄養大学大学院教授
- 安部 修 仁 （公）宮城大学食産学部教授
- 岩瀬 一 雄 （一社）日本フードサービス協会理事
- 大森 亜 紀 横浜丸魚(株)代表取締役社長
- 軽部 英 俊 （株）読売新聞東京本社金沢支局長
- 北川 静 子 （株）六星代表取締役
- 工藤 操 農業法人(有)せいわの里まめや代表取締役社長
- 佐々木 十 美 （一財）消費科学センター
- 高岡 美 佳 消費生活アドバイザー
- 竹井 信 治 元北海道置戸町学校給食センター管理栄養士
- 林 香与子 立教大学経営学部教授
- 増田 徳兵衛 日本スーパーマーケット協会専務理事
- 村井 利 彰 （株）マルハ物産代表取締役会長
- （株）清酒月の桂増田徳兵衛商店代表取締役社長
- （株）日本酒造組合中央会海外戦略委員会委員長
- （株）ニチレイ代表取締役会長

注 ◎：部会長

（平成28年3月25日現在）

第2節 6次産業化・地産地消の推進

1 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）

に基づき、農山漁業の6次産業化を推進するため、各種施策を講じた。

(1) 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を、150件認定した。

(2) 6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県段階に6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者が多様な業種の事業者とネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等に対して支援を行った。

また、市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、新しい商品の開発等を進める地域ぐるみの取組を支援した。

（予算額 2,331百万円）

(3) 6次産業化サポート事業

6次産業化中央サポートセンターの設置により6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例情報の収集・提供や啓発セミナーの開催等の支援を行った。

（予算額 320百万円）

(4) 産業連携ネットワークの取組

異業種の連携による6次産業化を推進するため、農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタンクなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワークを通じて、連携を促進する施策や取組等の情報提供や異業種交流会等を開催した。

(5) 農林漁業成長産業化ファンド

平成25年2月に（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の開業に併せてスタートした農林漁業成長産業化ファンドについては、全国的にサブファンドが展開され、27年度末をもってサブファンド数は51となった。

また、平成27年度にA-FIVEからの直接出資2件を含め、6次産業化事業体へ36件の出資決定が行われ、同年度末の出資決定件数は88件となった。

2 地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、次の取組を行った。

(1) 地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工のための施設・機械の整備のほか、新商品開発や販路開拓等に対する支援を行った。

（予算額

6次産業化ネットワーク活動交付金

（2,331百万円の内数））

(2) 学校給食における地場産物の利用拡大のための取組

学校給食の食材として、地場産物を安定的に生産、供給するために行う推進会議の開催、関係者の相互理解を図るための研修会、ほ場見学、新しい献立・加工品の開発・導入等の取組に対する支援を行った。

（予算額

学校給食地場食材利用拡大モデル事業

（1,249百万円の内数））

(3) 地産地消優良活動表彰の実施

地産地消の取組を一層促進するため、「地産地消優良活動表彰」を実施し、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある地産地消の優れた取組・活動を選定し、「平成27年度全国地産地消推進フォーラム」にて表彰した。

(4) 地産地消給食等メニューコンテストの実施

関係省庁等と連携し、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の利用拡大に向けた「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて、地場産物を安定的に利用している優れたメニューを選定し、表彰した。

3 国産農林水産物の消費拡大

(1) 国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動の推進

平成20年10月、「生産」「流通」「消費」のそれぞれの現場で問題意識を認識・共有し、消費者・企業・団体・行政など、全ての国民が一体となって国産農林水産物の消費拡大を具体的に推し進める「フード・アクション・ニッポン」を立ち上げた。

取組の7年目となる平成27年度においては、国産農林水産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の優れた取組を表彰する「フード・アクション・ニッポンアワード」により、広報やテスト販売等を通じて先進的な取組を全国にアピールした。また「フード・アクション・ニッポン」のロゴマークの店舗や商品への活用等を推進した。

これらの取組の結果、フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団体等

(推進パートナー)は平成27年度末で9,434社と着実に増加している。

(2) 全国的な消費拡大のためのイベントの実施

生産者と消費者の結びつきを強化し、日本の農林水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値を発信するため、農林水産物や加工食品の展示・販売等を行う「ジャパンハーヴェスト」(東京・丸の内)を開催した。

また、全国の農林漁業に関わる高校生が、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさ・奥深さを理解し、地域の食材を創意工夫して調理した料理の日本一を決める「ご当地!絶品うまいもん甲子園」(東京)を開催した。

更に、全国の食と農林漁業に関わる大学生団体による、日頃取り組んでいる活動のプレゼンテーションコンテストである「食と農林漁業大学生アワード」を開催した。

(予算額

日本の食魅力再発見・利用促進事業

(1,249百万円の内数))

第3節 農林水産物等の輸出促進対策

1 農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等を中心とした富裕層の増加、人口増加によって、今後さらに伸びていくと考えられる有望なマーケットが広がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むことが重要である。

我が国の平成27年の農林水産物・食品の輸出額は、7,451億円となり、3年連続で過去最高を更新し、平成28年に7,000億円という中間目標を1年前倒して達成した。

引き続き、原発事故に伴い導入された日本産食品等に対する諸外国の輸入規制については、各国に対して我が国が実施している安全性確保の措置についての情報や科学的データを提供しつつ輸入規制緩和等の働きかけを実施した。

また、オールジャパンの輸出促進の司令塔として平成26年6月に設置した輸出戦略実行委員会では、品目別輸出団体(注)等が実施する重点品目ごとの輸出促

進の取組をPDCAサイクルにより検証するとともに、平成27年10月には新たに加工食品部会を設置し、輸出促進に向けた議論を開始した。

(注) コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物の7品目について、品目ごとに海外マーケット調査、セミナーの開催や試食・試飲といったPR、産地間連携等の国内体制整備等を実施。

さらに、平成26年10月に本省及び地方農政局等に設置した「輸出相談窓口」では、引き続き事業者等からの農林水産物・食品の輸出に関する相談に対応し、平成27年度の相談件数は3,958件となった。

2 輸出促進事業の概要

平成27年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

(1) 輸出戦略実行事業

(予算額 152百万円)

「輸出戦略実行委員会」を設置し、輸出関連事業者や関係省庁等の参加の下、輸出を巡る状況等を踏まえた輸出戦略等について議論を行い、輸出拡大方針の作成、品目別輸出団体の活動のレビューを行った。

(2) 輸出に取り組む事業者向け対策事業

(予算額 841百万円)

「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」及び品目別の「輸出拡大方針」に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備等の取組を支援した。

(3) 輸出総合サポートプロジェクト

(予算額 1,381百万円)

ジェトロへの補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し、事業者の商談スキルの向上に向けた実践的な研修を実施したほか、海外見本市へのジャパン・パビリオンの出展や国内・海外での商談会の開催、新興市場等におけるマーケティング拠点の設置など、事業者サポート体制を強化した。

(4) 食品産業グローバル展開インフラ整備事業

(予算額 102百万円)

食品産業の海外展開に向けて、各国の食品の規格基準・規制等に係る情報の収集・共有化を行った。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援した。

(5) 輸出環境整備推進委託事業

(予算額 67百万円)

原発事故に伴って導入された諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の輸出環境課題につい

て、科学的データ等に基づく政府間交渉により解決していくため、必要となる情報・データの収集・分析等を行った。

(6) 国際農産物等市場構想推進事業

(ア) 国際農産物等市場推進支援事業

(予算額) 42百万円

国際空港近辺の卸売市場から国産の農林水産物・食品（以下「国際農産物等」という。）を輸出する構想（国際農産物等市場構想）を策定するため、当該市場における輸出手続きのワンストップ化や輸出実証等を支援した。

(イ) 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業

(予算額) 20百万円

卸売業者又は仲卸業者が輸出にも対応可能な品質管理機能を有する低温管理設備等を市場内外の倉庫等にリース方式により設置する取組を支援した。

(7) 日本食・食文化普及推進総合対策

(予算額 1,113百万円の内数)

クールジャパンやビジットジャパン関係府省庁、食品・料理関係者等と連携し策定した「日本食魅力発信アクションプラン10」に基づき、海外の主要都市における日本食イベントの開催、海外メディアを活用した情報発信、「日本食普及の親善大使」や海外の著名なシェフによる日本産食材を活用した料理の提供等と通じて、日本食・食文化の魅力を海外に発信するとともに、外食産業の海外展開を促進するための事業可能性検証等の取組への支援を行った。

また、増大した海外の日本食レストラン等を日本産食材の輸出拠点として活用していくため、民間団体が主体となって運用する「日本産食材サポーター店認定制度」及び「海外料理人の日本料理調理技能認定制度」の創設に向けた検討を実施した。

(8) ミラノ国際博覧会政府出展委託事業

(予算額 771百万円)

2015年ミラノ国際博覧会への政府出展において、我が国の「食」に関する様々な取組について日本館の建築、展示、行催等を通じて広く発信するとともに、博覧会閉幕後に公式記録等を作成した。

第4節 知的財産戦略

近年、農林水産業・食料産業のグローバル化の進展や農業従事者の減少・高齢化等に伴い、巧妙化する模倣品・海賊版や技術流出への対応、熟練農業者が有する技術やノウハウの次世代への継承が求められるようになっていく。また、平成27年6月から運用を開始し

た地理的表示（GI）保護制度をはじめとする知的財産権を活用した収益の拡大など、知的財産が新たな課題として顕在化してきた。

これらの状況の変化や農林水産業・食品産業への注目・関心が高くなってきている状況を踏まえ、地域の活性化や産業競争力の強化を図る上で、農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用が一層重要になっていることから、平成27年5月に「農林水産省知的財産戦略2020」を策定し、各般の施策を推進した。

1 知的財産の創造・活用

(1) 地理的表示法の公布

地域で育まれた伝統と特性を有する地域産品の名称を地域共有の知的財産として保護する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が平成27年6月1日に施行された。同年5月には、登録申請の相談を受け付ける窓口（GIサポートデスク）を設置するとともに、同年7月以降全都道府県での説明会を実施し、生産・加工業者に対する法制度の周知を図った。同年12月には、第一弾となる7産品が登録され、平成28年3月末までに合計12産品が登録された。

(2) 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

農山漁村の資源を活用し、新たな産業につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査等を支援した。

また、公的研究機関、民間企業の開発した新品種・新技術や地域特産物の機能性を活用した新食品・新素材について、情報発信やグランドデザインの提供等の取組を支援した。

(3) 熟練農業者のノウハウ等の保護・活用

熟練農業者等が長年継承してきた技術やノウハウ等をICTを用いて形式知化し、技術継承等に活用する取組を促進するため、ノウハウ等の知的財産としての保護・活用に向けた「農業ICT知的財産活用ガイドライン」を取りまとめた。

(4) 知的財産を活用したビジネスモデルの構築

知的財産の総合的活用の推進事業のうち「知的財産保護・活用推進事業」において、育成者権や栽培ノウハウ等の複数の知的財産を総合的に活用した地域産品のブランド戦略、それらを活用したビジネスモデルの構築により地域活性化を図る取組、ビジネスモデルを構築する際に活用する知的財産の取得について、専門家による指導・助言等を全国9地区で実施した。

(5) 全国各地の知的財産の発掘によるデータベースの

構築

全国的には知名度が高くない各地の隠れた知的財産を発掘しデータベースとして整備し、バリューチェーンの形成とイノベーションの誘発を促進した。

(6) 種苗の安定供給体制の確立

優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進した。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

ア 審査の国際調和と着実な推進

植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟（UPOV）が定める審査基準に準拠して逐次改正（平成27年度は4種類）することにより審査基準の国際調和を図った。また、海外審査当局との審査データの相互利用を積極的に推進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する覚書を4ヶ国と締結した。これらの取組により、平成27年度に年間1,000件以上の審査の着実な実施を推進する目標に対し、1,041件となった。

イ 育成者権の侵害対策

育成者権侵害対策の強化のため、品種保護Gメンを20人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を強化する体制を図るとともに、ぶなしめじ等について開発されたDNA品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。

ウ 東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより設立した、ASEAN+ 日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第8回会合を平成27年9月に韓国で開催した。

また、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力向上や意識啓発に向けた様々な協力活動を実施した。

エ 植物品種保護に関する海外への働きかけ

第33回日中農産物貿易協議会（平成27年5月）等の場において、中国政府に対し、UPOV91年条約の締結や保護対象植物の拡大、いぐさ品種「ひのみどり」を栽培・輸出しない等の働きかけを行った。

(2) 海外での我が国農林水産物等の知的財産等侵害対策

我が国地名等の中国等での商標出願・登録について共同監視するため、平成21年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において商標出願状況等の監視、模倣品等の海外現地調査、地方相談会を開催したほか、セミナー開催等の普及啓発を行った。

3 普及啓発・人材育成

(1) 知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局等に設置した知的財産についての総合的な窓口において、相談対応を行った。

(2) 現場の農林漁業者・食品産業事業者への地理的表示に係る意識向上

知的財産の保護・活用に係る意識向上を図るため、全国各地において、地理的表示に係るセミナー等を開催し情報提供を実施した。

また、普及指導員を対象とした研修において、知的財産に関する講義を実施した。

4 種苗対策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法は、昭和53年に制定し、平成10年に全部改正、平成15年、17年、19年に一部改正を行ってきたところ。

平成25年には、「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」において、平成19年の改正事項（①権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、②育成者権侵害罪の罰則の引上げ、③表示の適正化等の措置）の検証及び品種登録制度の課題について検討を行った。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成27年度の出願件数は941件、登録件数は891件であった。平成28年3月末の出願累計は31,255件、登録累計は25,166件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、（国研）農研機構種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成27年度は（国研）農研機構種苗管理センターにおいて、食用作物9品種、工芸作物1品種、飼料作物2品種、野菜62品種、特殊検定3品種3点

(野菜)、草花類493品種、観賞樹149品種の計719品種719点について栽培試験を実施したほか、(国研)農研機構種苗管理センターが茨城県ほか6県、3法人に栽培試験を委託し、食用作物13品種、野菜1品種の計14品種14点について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成27年度は、(公社)園芸文化協会に対し草花1、果樹1、(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所に対し工芸作物1の計3種類を委託した。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取り扱う種苗業者の届出件数は、平成27年度では155件(新規71件、変更78件、廃止6件)であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(国研)農研機構種苗管理センターにおいて、平成27年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査16,035点、集取試料の検査3,079点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査187点、種子検査2,753点、病害検査225点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規程に準拠し、種子検査と農作物種子検査報告書の発行1,249件、国際種子検査証明書の発行416件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定70点

イ 種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、(国研)農研機構種苗管理センターにおいて、種子の生産履歴に関する証明書を28点発行した。また、種苗及びその栽培ほ場の土壌の放射性物質検査に係る証明書を15点発行した。

ウ 優良な原原種の生産及び配布

(国研)農研機構種苗管理センターにおいて、ば

れいしょ及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種の生産及び配布(平成27年度配布実績:ばれいしょ1,262t、さとうきび199万本)を行った。

第5節 資源・環境対策の推進

1 バイオマス活用の推進

(1) バイオマス活用推進基本計画

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)の下、平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、関係省庁が連携して目標達成の取組を推進してきたところであるが、平成23年3月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図ることの重要性が増し、平成24年、バイオマスを用いた発電を含む再生可能エネルギー電気の導入拡大を目的として固定価格買取制度が施行されるなど、バイオマスの活用をとりまく状況が大きく変化してきたこと等を踏まえ、平成27年9月より、バイオマス活用推進基本計画の見直しの検討を開始した。

固定価格買取制度の施行以降、バイオマスの活用は、エネルギー利用を中心に市場規模が拡大してきたが、同制度を活用した売電以外の取組では、経済性の確保や地域が主体となった持続的な事業モデルの確立が課題であったことから、新たなバイオマス活用推進基本計画(案)では、地域が主体となった事業を創出し、農林業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく施策等を推進することを基本方針とし、素材、熱、電気、燃料などへの変換技術を用いた高度利用や限られた資源を徹底的に使う多段階利用などの地域が主体となった取組を後押しすることとしている。

(2) バイオマス産業都市の構築

平成24年9月に関係7府省が共同で取りまとめた「バイオマス事業化戦略」において、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を推進することとしており、平成27年度までに34地域が選定され、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化を推進しているところである。

(3) 地域バイオマス産業化推進事業

市町村や企業連合等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための施設整備に対する取組の支援を行った。

(予算額 751百万円)

(4) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成のみならず、農林水産物のエネルギー利用という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

このため、平成24年度から、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を行った。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、バイオエタノール製造設備への税制特例や、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の免税措置を講じている。

(5) 農林漁業バイオ燃料法

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)が平成20年10月に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法の支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けの新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する税制の特例措置も講じられている。

本法に基づく認定計画は、平成28年3月末時点で18件となり、バイオ燃料生産拡大に貢献している。

(6) 地域におけるバイオマス活用の推進

平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づき都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画を策定することとされ、2020年までに全ての都道府県及び600市町村においてバイオマス活用推進計画を策定することを目標としており、平成28年3月末時点で16道府県、33市町村で計画が策定済である。

2 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要である。

再生可能エネルギーの導入促進に向けて、平成26年5月1日「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)が施行された。この法律により農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組の促進を図った。平成27年度末において、同法に基づく基本計画を作成済みの市町村が15件、作成中が13件、検討中が39件、関心ありが291件となっている。

ア 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (予算額 201百万円)

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続きや取組への総合的な支援を行った。

イ 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業

(予算額 11百万円)

農林漁業者自らが発電した再生可能エネルギー電気を、新電力に売りつつ、農業用施設等で自家利用することで、農林漁業者の電力コスト削減や収入増につなげる取組を構築するためのデータ収集や課題克服手法の検討を行った。

第6節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び協同組合連合会で農林水産省が所管するものは、平成28年3月末現在で総数1,801組合(うち連合会は54)となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成28年3月末現在で35組合(うち全国を区域とする商工組合は7組合、連合会は8)、協業組合で農林水産省が直接

所管するものは2組合となっている。

(2) 中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するほか、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境の整備を図るとともに、低利の融資措置を実施した。

(3) 中小企業金融対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項におけるセーフティネット保証（第5号：業況の悪化している業種）については、平成27年度の第1四半期で254業種、第2四半期で322業種、第3四半期で230業種、第4四半期で260業種が指定された。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づき、特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の12業種を、関連業種として果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種を指定し、これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

(5) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資等の措置を引き続き実施した。

2 一般企業

対内直接投資

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるもの等については、事前届出を義務付けている。

農林水産省所管の事前届出業種は「農林水産業」で

あり、同業種を含むものとして、平成27年度は39件の事前届出が行われた。

3 食品産業

(1) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）（以下食品リサイクル法という）に基づく新たな「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を策定するとともに、当該基本方針に基づく施策を展開するため、関係省令及び告示を改正した。また、当該基本方針に基づき、国全体の食品ロスの発生量について、より精緻な推計を実施し、平成24年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約642万トン）を公表した。

食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物等多量発生事業者が定期報告の提出が義務づけられていることから、その普及啓発を図るとともに、平成26年度実績の取りまとめ結果について公表を行った。

また、食品関連事業者に対して、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画（食品リサイクル・ルール）について、4件の認定を行った。（計52件）

さらに、フードバンク活動及び食品リサイクル・ルールの構築のための支援を行うとともに、食品製造、食品流通、食品販売分野の事業者が連携し、食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等を支援した。

平成28年1月、食品関連事業者から処分委託を受けた食品廃棄物が愛知県の産業廃棄物処理業者等により、食品として売却される事案が発覚した。これについて、同年2月に食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せとして、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を公表し、同3月に行われた食料・農業・農村政策審議会食料産業部会において、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の改定について諮問した。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）については、平成25年9月から、容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等について、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合で審議されている。農林水産省では、有識者による懇談会において、平成26年10月に食品容器包装特有の課題をとりまとめ、平成28年1月の合同会合の審議に反映させた。

再商品化義務の履行については、食品関連事業者に対して、法制度の普及・啓発のための調査点検を行うとともに、未履行者（いわゆる「ただ乗り事業者」）には、法制度の公平性・平等性を確保するため、「指導・助言」、「勧告」等を実施した。また、容器包装多量利用事業者の定期報告に対する指導を行った。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」における特定事業者等に対してエネルギーの使用の状況等に係る平成26年度実績の定期報告書に関する指導や現地調査を行うとともに「報告徴収」を実施した。

地球温暖化対策については、京都議定書における第一約束期間を終えたものの、引き続き「当面の地球温暖化対策に関する方針」により、食品産業における低炭素社会実行計画の策定を推進するとともに、平成26年度の各団体の目標に対する達成状況等の調査取りまとめを行った。

また、食品関連事業者による省エネ、CO2排出削減対策に関するセミナー等を開催した。

(2) 食品製造過程管理高度化対策（HACCPの普及）

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、以下のとおり、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進にかかる取組を支援した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づき、HACCPを導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融上の特例措置を講じた。

平成27年度は、高度化計画を認定する指定認定機関について、新たに1機関を指定し24機関となった。また、これら指定認定機関から、13事業者がHACCPに取り組む高度化計画の認定を、9事業者がHACCP導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる高度化基盤整備計画の認定を受け、施設整備を行った。

＜指定認定機関＞

- （一社）日本食肉加工協会（食肉製品）
- （公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会（容器包装詰常温流通食品）
- （公社）日本炊飯協会（炊飯製品）
- （一社）大日本水産会（水産加工品）
- （公財）日本乳業技術協会（乳及び乳製品）
- 全国味噌工業協同組合連合会（味噌）
- 全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）
- （一社）日本冷凍食品協会（冷凍食品）
- （公社）日本給食サービス協会（集団給食用食品）
- （一社）日本惣菜協会（惣菜）

- （一社）日本弁当サービス協会（弁当）
- （公財）日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）
- （一財）日本食品分析センター（ドレッシング類）
- （一社）全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）
- （一財）全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）
- （一社）日本ソース工業会（ウスターソース類）
- 全国菓子工業組合連合会（菓子製品）
- 全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）
- 全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）
- 全国製麺協同組合連合会（生めん類）
- （公社）日本べんとう振興協会（大量調理型主食的調理食品）
- （公財）日本食肉生産技術開発センター（食肉）
- （一社）日本パン技術研究所（パン）
- （一社）日本精米工業会（精米）

また、食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。その内容として、国内の中小企業を中心とした食品製造事業者のHACCP導入促進を図るための研修会や、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修会の実施、製造現場での専門家の助言・指導の実施、消費者に対する食品製造事業者のHACCPに関する取組の理解促進等への支援を行った。

(3) 食品企業信頼確保対策

食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年3月策定した、食品業界が取り組むための「道しるべ」である「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』の手引き～5つの基本原則」について、近年の意図的な毒物混入、異物混入等の事案を踏まえ、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催し、平成28年1月に追記等の改訂をするるとともに、食品業界団体に対し周知を図った。

また、フードチェーン全体での消費者の「食」への信頼確保を目的として、平成20年6月に食品関連事業者等の参加により立ち上がったフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の活動を推進した。

平成27年度は、消費者対応勉強会、昨年度改訂した共通工場監査項目を実際に使用し有効性等を検証するための研究会、地域における研修会等の活動を実施した。

FCP情報共有ネットワークには平成28年3月末現在で1,816社・団体が参画している。

(4) 日本発食品安全管理規格推進

食品製造・流通のグローバル化が進展する中で、民間の取引条件として、HACCP等を含む食品安全管理や消費者の信頼確保に関する規格による認証が求められるようになってきている。このような状況の中、我

が国食品関係企業がグローバル市場に積極的にアクセスできるよう、国際的に通用し、日本の企業に使いやすい日本発の食品安全管理規格・認証の仕組みを構築していく必要がある。このため、平成27年1月より、有志の食品関係事業者の方々とともに「食品安全マネジメント等推進に向けた準備委員会」において、食品安全管理規格・認証スキーム、人材育成、国際戦略等のあり方について検討を行うとともに、国内での意見交換や海外等の関連情報の調査・収集等を行った。

平成28年1月には、有志の食品関係事業者の方々と学識経験者が設立者となって、食品安全管理規格・認証スキームの構築・運営及び人材育成並びに情報発信等を行う「一般財団法人食品安全マネジメント協会（Japan Food Safety Management Association 略称：JFSM）」が設立された。

(5) JAS 規格に関する取組

JAS 規格の制定及び確認等

JAS 規格は、JAS 法に基づき、規格の制定及び5年ごとに行う規格の確認、改正又は廃止について、農林物資規格調査会の審議に付すこととなっている。平成27年度は、ハンバーガーパティ等37品目のJAS規格の改正を行った。

(6) 事業再構築の円滑化

平成26年1月に施行された産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者が生産性の向上に資する事業再編を円滑化するのに必要な税制措置を実施した。

第7節 食品・外食産業行政

1 食品製造業

(1) 調味料

ア みそ

平成27年のみその生産量は、46万2千tであり、前年に比べ0.1%増となった。

また、平成27年のみその輸出量は、1万3千tであり、前年に比べ6.0%増となった。金額は、28億円であり、前年に比べ9.6%増となった。主な輸出先は、米国、韓国、台湾等であった。

イ しょうゆ

平成27年のしょうゆの生産量は、78万klであり、前年に比べ1.2%減となった。

また、平成27年のしょうゆの輸出量は、2万6千klであり、前年に比べ12.9%増となった。金額は、62億円であり、前年に比べ19.5%増となった。主な

輸出先は、米国、英国、中国等であった。

ウ 食酢

平成26年度の食酢類の生産量は41万4千klであり、前年度に比べ2.2%増となった。このうち醸造酢は41万3千klで全体の99.7%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は2.0kl（前年比12.9%減）となっている。

エ ウスターソース類

総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は1.5kl（ほぼ前年並み）となっている。

オ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

平成26年のドレッシング類の生産量は、41万tでほぼ前年並みとなった。このうちマヨネーズは、21万5千t（前年比0.7%増）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は2.5kg（前年比0.2%増）となっている。

カ カレー及びからし粉

平成26年度のカレー粉・カレールウの生産量は、10万tで前年度に比べほぼ前年並みとなった。このうちカレー粉は7千t、カレールウは9万3千tであった。また、レトルトカレーの26年度の実生産量は14万5千tであり、前年度に比べ1.2%減となった。

なお、総務省家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は1.5kg（ほぼ前年並み）となっている。

また、26年度のからし粉の生産量は、1万2千tでほぼ前年度並みとなっている。

キ グルタミン酸ソーダ

平成26年のグルタミン酸ソーダの生産量は、2万5千tで前年に比べ0.4%減となった。

(2) 清涼飲料

ア 需要動向

平成27年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比102.1%の20,466千kl、販売総金額は同101.4%の3兆7,005億円とそれぞれ前年をやや上回った。

平成27年は、夏場の猛暑により7～8月において過去2番目に多い出荷量を記録したが、年間通して生産量が前年を上回った大きな要因となった。

イ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところで

あるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表1 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	25年	26年	27年	27/26
緑茶飲料	2,437	2,464	2,612	106.0%
炭酸飲料	3,642	3,669	3,729	101.6%
果実飲料等	1,966	1,856	1,808	97.4%
ミネラルウォーター類	2,865	2,917	3,039	104.2%

(単位：千キログラム)

(3) コーヒー

ア 需給動向

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は40カ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、ベトナム、コロンビアである。

コーヒー生豆の平成27年の輸入量は、前年比106.3%の43万5,261tとなった。このうち、約8割がレギュラーコーヒー向け、約2割がインスタントコーヒー向けと推計される。

表2 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	25年	26年	27年	27/26
生豆	457,087	409,372	435,261	106.3%
いったコーヒー	7,404	7,463	6,918	92.7%
インスタントコーヒー	11,235	12,498	12,549	100.4%
コーヒーエキス	8,969	9,958	8,654	86.9%

(単位：t)

(4) 菓子類

ア 需給動向

平成27年における菓子需要は、全体としては生産数量、生産金額、小売金額ともに前年を上回った。菓子類の国内生産量は、ビスケット（前年比5.9%増）やスナック菓子（前年比2.0%増）等が増加した一方で、チューインガム（前年比4.3%減）、が減少し、全体としては196万4,981tと、前年比101.7%となった。

また、生産額についても2兆4,524億円と、前年比102.4%となった。

一方、27年における菓子類の輸入量は、7万1,195t（前年比6.6%減）となり、輸入額は約585億円（同0.7%減）となった。品目別では、チョコレート菓子、ビスケット類、キャンデー類の3品目で菓子類の輸

入額の約8割を占めている。

また、27年における菓子類の輸出量は、1万9,818t（前年比9.1%増）となり、輸出額は約254億円（同20.2%増）となった。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については食品貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

(5) めん類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

平成27年のめん類の生産量は139万6千t（小麦粉換算）で、前年より約2万5千t増で前年比1.9%増となっている。

種類別にみると、生めん類は62万4千tで前年比8.1%増、乾めん類は19万5千tで前年比8.5%減、即席めん類は41万4千tで前年比0.9%増、マカロニ・スパゲッティ類は16万3千tで前年比4.0%減である。

また、平成27年のめん類の輸出量は2万1千tで前年比13.9%増、金額は82億2千万円で前年比20.2%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は1万3千tで金額38億7百万円、即席めん類は7千9百tで金額42億7千7百万円、マカロニ・スパゲッティ類は6百tで金額1億4千万円である。

一方、輸入量は13万9千tで前年比0.9%減、金額は221億2千6百万円で前年比8.0%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は5百tで前年比31.8%増、即席めん類は6千9百tで前年比5.2%減、マカロニ・スパゲッティ類は13万2千tで前年比0.8%減である。

(6) パン類

平成27年のパン類の生産量は123万4千t（小麦粉換算）で前年比0.7%増となっている。

これを種類別にみると、食パンは60万5千tで前年比0.6%減、菓子パンは40万3千tで前年比4.3%増、その他パンは20万1千tで前年比6.0%減、学給パンは2万4千tで前年比3.8%減である。

また、平成27年のパン類の輸入量は7千tで前年比10.8%減、金額は24億円と前年比0.7%減となっており、主要輸入先は米国、タイ、フランス等であった。

(7) あん類

平成27年のあん類の推定生産量は、21万5千tであり、前年に比べ0.7%減となった。

(8) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

平成27年の豆腐・油揚げの推定大豆使用量は、46万1千t、豆腐・油揚げの生産量に換算すると133万tであり、前年に比べ0.9%増となった。

イ 納豆

平成27年の納豆の推定大豆使用量は、13万2千t、納豆の生産量に換算すると23万8千tであり、前年に比べ5.8%増となった。

ウ 凍豆腐

平成27年の凍豆腐の推定大豆使用量は、1万9千t、凍豆腐の生産量に換算すると9千tとなり、前年と同じであった。

エ 植物性たん白

平成27年の植物性たん白の国内生産量は、4万5千tであり、前年に比べ1.2%増となった。また、原料別の生産比率は、大豆系83%、小麦系17%であった。

オ 豆乳

平成27年の豆乳の大豆使用量は、4万7千t、豆乳の生産量は、30万klであり、前年に比べ8.4%増となった。

(9) 油 脂

ア 世界の油脂事情

平成26/27年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、主な生産国である米国、アルゼンチン、ブラジルで増加したことから、全体として前年に比べ増加した。

一方、ナタネの生産量は、カナダで減少し、EUで増加したものの、全体として前年に比べ減少した。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が平成26年で可食油生産量の88%を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

イ 国内の油脂事情

(ア) 全体需給動向

食料需給表（平成26年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2415.4Kcalで、そのうち油脂類は357.1Kcal（14.8%）を占めている。

また、油脂の総需要は微減傾向となっている。

なお、26年の油脂生産のうち動物油脂と植物油の生産比率は16%対84%程度となっている。

(イ) 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は248万tで前年比0.6%増

となった。

また、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、前年比で家庭用は3.4%減、業務用は0.9%増、加工用は1.9%増であった。

非食用（工業用等）は、55万7千tと前年比9.5%増となった。

輸出については、2万tと前年を上回った。これらのことから、油脂の総需要は306万tとなり、前年に比べ7万t増となった。

また、食用加工油脂の生産量は、71万tと前年並みであった。

表3 食用加工油脂の生産（平成26年）

（単位：千t）

	生産量	対前年比（%）
マーガリン	153	99.8
ファットスプレット	70	89.9
ショートニング	244	102.7
精製ラード	27	92.6
食用精製加工油脂	40	105.2
その他加工油脂	174	101.8
計	709	100.2

(ウ) 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は296万tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の74.0%を占めており、ナタネ油の生産量は107万t、大豆油は39万tとなっている。

表4 油脂の供給

（原油ベース・単位：千t）

項 目	24年	25年	26年
植 物 油	2,533	2,547	2,576
動 物 油	421	387	383
計	2,954	2,934	2,959
前年比（%）	100.6	99.3	100.9
う ち 輸 入	2,567	2,546	2,576
（うち輸入油脂）	(991)	(987)	(977)
うち国産原料	386	389	383

(10) 新 食 品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材（食品新素材）を用いて製造又は加工

され高付加価値化された飲食物品をいう。食品新素材とは、食品の物性をはじめとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として定着している。

2 外食産業

(1) 外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は21.4兆円と推計（平成25年度農業・食料関連産業の経済計算）され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は654千か所（平成24年経済センサス）、従業員数は333万人（平成27年労働力調査）であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

(2) 外食産業における国産食材の利用推進に向けた支援

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会等の開催に対し支援した。

第8節 食品流通対策

1 概要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成19年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第4次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度か

ら卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：昭和46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：平成3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度、第9次：22（方針）・23（計画）～27年度、第10次：27（方針）・28（計画）～32年度）に基づいて整備統合が進められており、平成27年度末には40都市64市場（青果・水産市場22市場、青果・水産・花き市場9市場、青果・花き市場6市場、青果市場12市場、水産市場4市場、食肉市場10市場、花き市場1市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、平成27年度末で青果部72、水産物部56、食肉部10、花き部20、その他8で計166である。

また、中央卸売市場の平成27年度の取扱金額は青果2兆1億円（前年度比105%）、水産物1兆5,921億円（同101%）、食肉2,917億円（同107%）、花き1,236億円（同98%）、その他188億円（同98%）となっている。

(2) 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、平成28年1月に平成32年度を目標年度とする第10次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第10次卸売市場整備基本方針においては、今後の卸売市場について、

- (ア) 卸売市場における経営戦略の確立
- (イ) 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
- (ウ) 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
- (エ) 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
- (オ) 公正かつ効率的な売買取引の確保
- (カ) 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- (キ) 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応を基本に、その整備及び運営を行うこととしている。

イ 中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものである。

第10次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成28年4月に平成32年度を目標年度とする第10次中央卸売市場整備計画を策定・公表する。

第10次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善に係る卸売市場名等について記載している。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額（4/10以内、1/3以内）

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、上記の施設内容に準ずる施設、共同集出荷施設

平成27年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、7府県8市場であり、交付金額は492億8,563万6,910円の内数である。

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。

平成27年度末には総合市場153市場、青果市場358市場、水産市場442市場（うち産地市場317市場）、食肉市場23市場、花き市場105市場の計1,081市場となっている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合若しくは連携又は産地・実需者との連携に必要な施設の整備に対して助成を行っている。

ア 交付率

統合を行う市場 1/3以内

連携した集荷・販売活動を行う市場 1/3以内

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、附帯施設

このほか、卸売市場の開設者（地方公共団体以外のもの）、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

27年度における構造改善計画の認定（変更認定除く）は、食品生産製造提携事業14件、食品生産販売提携事業10件、卸売市場機能高度化事業5件、食品販売業近代化事業2件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

27年度には、(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）から食品生産製造提携事業138億4,500万円、食品生産販売提携事業67億5,900万円の融資を行った。また、(公財)食品流通構造改善促進機構から構造改善事業等に必要な資金の借入に対し、9億6,000万円の債務保証を行うとともに、食品販売業近代化事業に必要な設備のリース方式等による導入費用の負担軽減措置を講じた。

5 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成27年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、砂糖、

水産物及び農産物・飼料指数)の出来高は表のとおり102万6千枚で前年度に比べて7.4%増加した。また、売買約定金額は1兆2,408億円で前年度に比べて22.5%増加した。この結果、経済産業省所管物資も含めた総出来高に占める農林水産省所管物資の割合は3.9%となった。

農林水産省所管物資では、大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、米穀、冷凍えび、国際穀物等指数が取引された。

表5 27年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京商品取引所	627	7,468
大阪堂島商品取引所	399	4,941
合計(農林水産省所管)	1,026	12,408
合計(経産省所管物資も含む)	26,559	609,794

注：東京商品取引所の数値は農林水産省所管物資の数値である。

(2) 規制改革実施計画への対応

平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされたことを受け、不招請勧誘禁止規制の見直しを内容とする「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年農林水産省・経済産業省令第1号)等が平成27年6月1日に施行された。

(3) 商品取引所の定款等の変更認可

商品先物取引法に基づき、平成27年度中に商品取引所に対して行った主な認可は以下のとおり。

i 定款の変更

- ・取締役の責任に係る規定の整備(27.7.13東商取)
- ・米穀の試験上場の再延長に係る規定の整備(27.8.6堂島取)
- ・委員会組織の改廃等に係る諸規定の整備(27.8.7堂島取)

ii 業務規程の変更

- ・取引資格取得申請書の添付書類の変更に関する諸規定の整備(27.12.21東商取)

iii 受託契約準則の変更

- ・不招請勧誘禁止の例外に関する諸規定の整備(27.5.29東商取、堂島取)

(4) 商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は平成28年3月末日現在で47社であり、前年同時

期に比べ2社減少した。

なお、平成27年度中の新規許可は1社、廃業は2社、吸収分割による撤退が1社あった。

(5) 商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引仲介業者は平成28年3月末日現在で3社であり、前年同時期に比べ1社減少した。

なお、平成27年度中の新規登録はなく、登録抹消が1社あった。

(6) 商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成28年3月末日現在で3社であり、前年同時期に比べ1社減少した。

なお、平成27年度中の新規許可はなく、廃業が1社あった。

第9節 食育・和食文化

1 食育の推進

ごはんを中心に多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するとともに、「食」に関する関心や理解を深めるため、教育ファーム等の農林漁業体験機会を提供する取組を推進した。

(1) 消費者ニーズ対応型食育活動モデル事業

(予算額 233百万円)

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応したモデル的な食育活動を行う民間団体(18団体)に対して支援を行った。

(2) 地域における食育の推進(消費・安全対策交付金)

(予算額 2,062百万円の内数)

地域における日本型食生活等の普及促進を図るため、食育総合展示会等の開催、食育推進リーダーの育成・活動支援、教育ファーム等の農林漁業体験機会を提供する取組等を実施した地方公共団体(37都道府県、7政令指定都市)に対して交付金による支援を行った。

2 和食文化の保護・継承

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の保護・継承を推進するため、保護・継承を任務とする民間団体である「一般社団法人和食文化国民会議」とも密接に連携しながら、次の取組を行った。

(1) 「和食」保護・継承推進事業

(予算額 329百万円の内数)

和食文化の保護・継承活動の推進に向けた効果的な手法を検討するため、「和食の保護・継承推進検討会」を開催し、子育て世代による継承を推進する取組や身近なツールを活用した若年層へのアプローチなどの試行・検証を行った。

(2) 日本食・食文化の世界的普及プロジェクトのうち
国内プロジェクト

(予算額 957百万円の内数)

ア 和食給食の取組

次世代を担う子供達へ和食文化を伝えていくため、和食料理人が全国の小中学校を訪問して和食給食を提案・実演する取組を実施した。

イ 和食文化の継承に向けた取組

和食文化を次世代へ継承していくことの大切さを伝えるため、「日本食文化の魅力シンポジウム」を全国2箇所（福井、東京）で実施した。

また、子供達が地元の郷土料理について調査・発表を行い、交流を深めることを通じて、日本全国に伝わる「郷土食文化」への関心と理解を深めることを目的として、「日本全国こども郷土料理サミット」を実施した。